

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------------|---|--|
| 1 | 仕様書 4 放課後児童健全育成の実施場所 | 令和6年度時点での在籍児童数（配慮を要する児童含む）、令和5年度の平均利用率（延長利用率含む）に関して、平日・土曜日・長期休暇時をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 2024年（令和6年）4月25日時点の5月1日の在籍児童数は74人です。 2023年度（令和5年度）の利用率は次のとおりです。 平日：59.2%（長期休業日含む） 土曜日：11.9% 【本郷放課後児童クラブ】 2024年（令和6年）4月25日時点の5月1日の在籍児童数は41人です。 2023年度（令和5年度）の利用率は次のとおりです。 平日：51.1%（長期休業日含む） 土曜日：11.0% なお、現在、両放課後児童クラブは延長預かりを実施していません。 |
| 2 | 仕様書 5 事業の実施時間 | (3) 学校休業日 イ ただし、利用児童が教室に残って上記の実施時間を超過している場合は、最低1名の支援員が教室に残り、お迎え対応をすることありますが、これは学校休業日のみを指すのでしょうか？ | ただし書きについては、(3) 学校休業日だけでなく、(1) 月曜日から金曜日授業の終了後から午後7時まで (2) 土曜日午前8時から午後6時まで (3) 学校休業日（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び校長の定める日に限る。）のすべての実施時間をさします。 |
| 3 | 仕様書 5 事業の実施時間 | 3) 学校休業日 イ ただし、利用児童が教室に残って上記の実施時間を超過している場合は、最低1名の支援員が教室に残り、お迎え対応をすることありますが、開所時間は午後7時までとなっております。緊急時はやむを得ないですが、保護者のお迎えに関して、貴市の考え（受注者に対する）をご教示ください | 受注者に対しては、保護者に開設時間内のお迎えを指導していただくことを基本に考えています。 |
| 4 | 仕様書 5 事業の実施時間 | (3) 学校休業日 イ ただし、利用児童が教室に残って上記の実施時間を超過している場合は、最低1名の支援員が教室に残り、お迎え対応をすることありますが、現在の午後7時以降のお迎え状況についてご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 開設時間は平日は午後6時、土曜日は午後5時までです。2023年度実績で実施時間を15分以上超えたお迎え対応は4日です。 【本郷放課後児童クラブ】 開設時間は平日は午後6時、土曜日は午後5時までです。2023年度実績で実施時間を15分以上超えたお迎え対応は2日です。 |
| 5 | 仕様書 5 事業の実施時間 | (3) 学校休業日 イ ただし、利用児童が教室に残って上記の実施時間を超過している場合は、最低1名の支援員が教室に残り、お迎え対応をすることありますが、超過分は別途委託料等がありますか？ | 超過分は15分単位で支給します。 15分の単価は309円です。 |
| 6 | 仕様書 15 職員の配置 | 放課後児童支援員の配置に関して、保育士・教員・社会福祉士等の資格を取得しているが、放課後児童支援員の資格を有していない、所謂「みなし支援員」は有資格者に該当しますか？ | 「みなし支援員」については、「福山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」附則において職員に関する経過措置として「「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。」としています。経過措置後の対応は現在検討中です。 |
| 7 | 仕様書 15 職員の配置 | 現状、医療的ケアを必要とする児童はいますか？ いる場合は、状況をご教示ください。また、直営で看護師資格を有した職員を配置している場合、どのような職員（雇用条件、確保方法）かご教示ください。また、配置の際の委託料の基準もご教示ください。 | 2024年（令和6年）4月25日時点で医療的ケアを必要とする児童はいません。 直営分の雇用条件は、看護師の単価日額10,370円（1日7時間45分あたり）で確保方法は、ハローワークに依頼をしています。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------------|---|--|
| 8 | 仕様書 1 5 職員の配置 | 現状のシフト（平常時・土曜日・長期休暇時）をご教示ください。 | 平常時 午後1時15分から午後6時15分（5時間勤務、休憩なし） 土曜日 ①午前8時30分から午後1時30分 ②午後0時から午後5時まで ①または②のシフト制（5時間勤務、休憩なし） 長期休暇時 ①午前8時30分から午後1時30分 ②午後1時15分から午後6時15分まで ①または②のシフト制（5時間勤務、休憩なし） |
| 9 | 仕様書 1 7 運営委員会の設置について | 福山市放課後児童クラブ事業運営委員会運営要領をご教示ください。 | 添付の「放課後児童クラブ事業運営委員会運営要領」をご参照ください。 |
| 10 | 仕様書 1 8 入退会の受付 | 入退会の受付とは、保護者からの書類を現場で預かり、内容を確認することを指すのでしょうか？また、その書類はどのように貴市へ報告するのでしょうか？ | 入退会の受付については、お見込みのとおりです。書類は、小学校と保育施設課を結ぶ通送便（費用なし）を利用して報告することを想定しています。 |
| 11 | 仕様書 1 9 おやつ提供について | 現在のクラブの運営費（短期利用含む）をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 運営費は月額1,500円としています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 アレルギーのある児童は月額500円（おやつ代相当額を除く運営費のみ） 冬休み及び春休みは1日50～60円×日数を徴収しています。 【本郷放課後児童クラブ】 運営費は月額1,500円としています。冬休み及び春休みは1日60円×日数を徴収しています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 |
| 12 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 令和5年度の利用料実績をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 2023年度(令和5年度)の利用料実績 延べ利用人数：601人 収入額：1,628,460円 未納額：3,000円 【本郷放課後児童クラブ】 2023年度(令和5年度)の利用料実績 延べ利用人数：377人 収入額：1,030,500円 未納額：0円 |
| 13 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 利用料の未回収分については、貴市から補填されるのでしょうか？本来、業務委託において、事業者の収入とすることは困難かと思います。 | 利用料の未回収分の補填はしません。 受注者において、回収をお願いします。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------------|---|--|
| 14 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 利用料を徴収する際、減免対象者に対しての基準をご教示ください。減免対象者に関して、補填はされますか？ | 同一世帯に属する2人以上の児童が利用する場合における2人目以上の児童の利用料の額は1人につき月額1,500円（延長預かり料は月額500円）となります。 その他の減免基準は次のとおりです。 (1)生活保護法に基づく保護を受けている場合：全額免除 (2)放課後児童クラブ事業を利用する月の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該月の属する年度の前年度分）の市町村民税が非課税の場合：全額免除 (3)傷病等やむを得ない理由で1月間にわたり放課後児童クラブ事業を利用しない場合：全額免除 (4)児童の属する世帯が現に居住している住宅又は家財が、火災、風水害、震災又はこれに類する災害により被害を受けた場合：全額免除 (5)その他特に減免を必要とする事由がある場合：別途審査 なお、減免対象者に関しての減額は、補填します。 利用料については、本市から提示しますので、減免対象者の利用料については、0円で回答します。 |
| 15 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 延長預かり料に関して、月額1,000円となっていますが、①8時～8時30分、②18時～19時はそれぞれ1,000円ではなく、合算して1,000円でしょうか？19時以降については、別途発生しますか？ | 延長預かり料は、お見込みのとおりです。午後7時以降については、別途発生しません。 |
| 16 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 入退会月は日割り計算とありますが、詳細（計算方法）をご教示ください。 | 「福山市放課後児童クラブ条例」第7条第2項第2号の規定に基づいて計算します。（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。） ア 月の途中で放課後児童クラブ事業の利用を承諾した場合 当該児童の利用料月額に当該児童の中途利用を承諾した日以降のその月の開設日数（当該開設日数が25日を超える場合には、25日とする。イにおいて同じ。）を乗じて得た額を、25で除して得た額 イ 月の途中で放課後児童クラブ事業の利用の承諾を解除した場合 当該児童の利用料月額に当該児童の利用の承諾を解除した日の前日までのその月の開設日数を乗じて得た額を、25で除して得た額 |
| 17 | 仕様書 2 1 保護者からの利用料等の徴収について | 延長を申し込んでいたが、利用しなかった場合の延長預かり料や、申し込んでいなかったが、延長が発生した場合の延長預かり料についてご教示ください。 | 延長預かりを申し込んでいる場合、利用実績の有無に関わらず、延長預かり料は発生します。申し込んでいない児童が、延長預かりを利用した場合、申込書を記入してもらい、その属する月から延長預かり料が発生します。（日割りなし） |
| 18 | 仕様書 2 4 委託料 | (2) 個別に支援が必要な障がい等を有する児童を受け入れることにより、業務量が増大し、加配職員等が必要と認められる場合、発注者と協議の上、委託料及び契約額を変更できるものとするのとありますが、その際の委託料の基準をご教示ください。 | 発注者と受注者との協議になりますが、補助員の月額8,130円（1日7時間45分あたり）を基準に決定し、日額に日数を乗じた金額になります。 |
| 19 | 仕様書 3 0 契約終了に伴う業務の引継ぎ | (2) 受注者は契約期間満了又は契約解除により契約が終了した場合は、発注者から供用を受けた施設、物品及び資料等を遅滞なく発注者に返還しなければならない。なお、供用を受けたものが滅失又は損傷している場合、その損害を賠償し、施設等の不動産については、受注者の負担において現状回復するものとするのとありますが、施設の経年劣化等においても受注者が現状回復を行うのでしょうか？ | 契約終了時に、発注者と受注者が双方確認の上、施設の経年劣化によるものと認められるものについては、現状回復を行う必要はありません。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|--|---|
| 20 | 仕様書 別表1 業務の区分 | 入退会届の受付が△となっていますが、クラブと貴市両方で受け付けるということでしょうか？ | お見込みのとおりです。入退会の受付は、放課後児童クラブのほか、保育施設課の窓口でも受付を行います。 |
| 21 | 仕様書 別表1 業務の区分 | 研修の実施に関して、発注者の研修実績をご教示ください。 | 2023年度（令和5年度）の研修実績は次のとおりです。 ・全体研修会（4月、10月） ・ブロック別研修会（6月、2月） ・訪問研修（年2回） ・新規採用者研修会（年間5回） ・第2次研修（年3回） ・第3次研修（年2回） ・特別支援研修（6月） ・補助員（加配）研修会（4月） ・補助員研修会（7月） ・普通救命講習会（5月） ・防災・安全管理研修会（5月） ・労働安全衛生研修会（11月） |
| 22 | 仕様書 別表1 業務の区分 | 消耗品において、予算の上限ありとありますが、詳細をご教示ください。 | 現在、クラブで使用している消耗品は、発注者で負担します。（年間27,000円） また、受注者が独自で導入した消耗品類については受注者負担をお願いします。 |
| 23 | 職員の賃金 | 現在のクラブの職員賃金と貴市の職員賃金をご教示ください。 賃金は以下の情報を頂きたく存じます。 ①支援員の賃金（最低金額～最高金額）アップの基準 ②補助員の賃金（最低金額～最高金額）アップの基準 ③処遇改善手当 ④賃金改善手当 ⑤期末・勤勉手当 その他、職員に支給している手当等も含めて全てご教示ください。 | 2024年（令和6年）4月1日時点の放課後児童クラブ職員の給料・手当は次のとおりです。 ①支援員の報酬 月額161,000円～月額185,300円（週30時間勤務） アップの基準：経験年数 ②補助員の報酬 日額8,130円～日額8,450円（1日7時間45分あたり） アップの基準：経験年数 ③処遇改善手当および④賃金改善手当はなし ⑤期末手当（一時金として、4月1日から1日間勤務した場合は年間で報酬月額2.01月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額2.45月分）、勤勉手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額0.6175月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額0.95月分） ⑥その他 通勤手当（通勤距離2km以上の職員に支給。※徒歩は除く）、時間外勤務手当 |
| 24 | 現在の職員について | 現在放課後児童クラブで勤務されている職員は転籍となりますか？ | 現在放課後児童クラブで勤務している職員は、転籍となりません。 職員は、受注者において雇用をお願いします。 |
| 25 | 募集要領 3 委託料 | 上記上限額は利用料を含むとするとあります。保護者からの利用料は受注者の収入と仕様書に記載されています。委託料と利用料合わせての上限額という意味でしょうか？ | お見込みのとおりです。 運営費は別会計になります。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------------|---|--|
| 26 | 募集要領 8 提出書類 | 旭放課後児童クラブと本郷放課後児童クラブの2クラブ応募する場合、提案書やその他提出書類の共通書類（納税証明書・登記簿謄本、財務諸表、印鑑証明書等）をそれぞれ分けて提出する必要はございますか？ | 本件と旭放課後児童クラブ運営業務は別件として公募しておりますので、共通書類はそれぞれ分けて提出してください。（ただし、納税証明書等はコピー可とします。） |
| 27 | 募集要領 3—② 契約額の変更について | 見積の人員費には、個別に支援が必要な障がい等を有する児童のための加配人員は見込まずに提出すればよいでしょうか。現状で、加配人員が配置されており、それも見込んでの委託費用上限であるかお教えてください。 | 発注者と受注者との協議となりますが、補助員の月額8,130円（1日7時間45分あたり）を基準に決定し、日額に日数を乗じた金額になります。 |
| 28 | プレゼンテーションの実施について | プロジェクターなどを使用し、内容をまとめたものを投影しながらのプレゼンは可能でしょうか。それとも、紙媒体、プロジェクター等の使用は禁止か、お教えてください。 | プロジェクターでのプレゼンの想定しています。 機材においては、発注者で用意します。 |
| 29 | 保護者からの利用料等の徴収について | 現在の利用料・延長預かり料・おやつ代・運営費について、教えて頂けるのであれば、お教えてください。ご利用者様（保護者様）の不满にもつながると考えますので、お願いいたします。 | 【共通】 利用料は、月額3,000円（2人以上の利用は、1人につき1,500円） 延長預かり料は、月額1,000円（2人以上の利用は、1人につき500円） 【旭放課後児童クラブ】 運営費（おやつ代など）は月額1,500円としています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 アレルギーのある児童は月額500円（おやつ代相当額を除く。運営費のみ） 冬休み及び春休みは1日50～60円×日数を徴収しています。 【本郷放課後児童クラブ】 運営費（おやつ代）は月額1,500円としています。冬休み及び春休みは1日60円×日数を徴収しています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 |
| 30 | 仕様書 別表 2 費用の区分 備品について | こちらの項目には、パソコンやタブレット端末は含まれていますか。含まれている場合は台数をお教えてください。含まれていない場合は、受注者側で負担と考え見積額に反映させるべきかお教えてください。 | パソコン1台は、情報共有のため、設置します。（インターネット未接続） またWi-Fi環境も整備しています。 （モバイルルーター 上限50GB/月） それ以外の現状環境については、受注者負担をお願いします。 |
| 31 | ○仕様書【4 放課後児童健全育成事業の実施場所】 | 令和6年現在勤務されている職員の方々の平日、一日育成日等における雇用形態別（常勤、非常勤、主任支援員、支援員、補助員、加配職員等）の配置状況及び雇用人数をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 月～金 支援員1人 補助員3人 土曜日 支援員1人 補助員1人 但し、補助員のうち1人は9月30日までの対応になります。 【本郷放課後児童クラブ】 月～金 支援員1人 補助員1人 土曜日 支援員1人 補助員1人 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------------|---|--|
| 32 | ○仕様書【4 放課後児童健全育成事業の実施場所】 | 令和6年現在勤務されている職員の方々の雇用形態別雇用条件（月給制、時給制、期末手当、勤勉手当等及び直近1年間の年収概算等）をご教示ください。 | 2024年（令和6年）4月1日時点の放課後児童クラブ職員の給料・手当は次のとおりです。 ①支援員の報酬 月額161,000円～月額185,300円（週30時間勤務） アップの基準：経験年数 ②補助員の報酬 月額8,130円～月額8,450円（1日7時間45分あたり） アップの基準：経験年数 ③処遇改善手当および④賃金改善手当はなし ⑤期末手当（一時金として、4月1日から1日年間勤務した場合は年間で報酬月額2.01月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額2.45月分）、勤勉手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額0.6175月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額0.95月分） ⑥その他 通勤手当（通勤距離2km以上の職員に支給。※徒歩は除く）、時間外勤務手当 |
| 33 | ○仕様書【4 放課後児童健全育成事業の実施場所】 | 令和6年4月度の在籍児童数、同一世帯で複数利用される方の世帯数及び人数をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 在籍児童数：71人 同一世帯での利用は、12世帯で24人になります。 【本郷放課後児童クラブ】 在籍児童数：40人 同一世帯での利用は、8世帯で16人になります。 |
| 34 | ○仕様書【4 放課後児童健全育成事業の実施場所】 | 令和6年4月度の支援が必要な児童数及び加配職員数をご教示ください。 | 旭放課後児童クラブは支援が必要な児童は6人で、加配職員数1人です。 本郷放課後児童クラブは支援が必要な児童は4人で加配職員は配置していません。 |
| 35 | ○仕様書【4 放課後児童健全育成事業の実施場所】 | 令和6年4月度の医療的ケアが必要な児童数及び看護師資格所有の配置職員数及び状況をご教示ください。 | 該当の児童はいません。 |
| 36 | ○仕様書【15 職員の配置】 | 現在、旭放課後児童クラブで従事されている職員の方々へ、受託決定後受注者への就労案内等を行ってもよろしいでしょうか？ | 現在放課後児童クラブで勤務している職員は、転籍となりません。 職員は、受注者において雇用をお願いします。 |
| 37 | ○仕様書【15 職員の配置】-（3） | 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合に看護師資格を有した職員を受注者において確保することとあり、その際は発注者と協議を行うことと記載されておりますが、その際は委託料及び契約額の増額変更を前提とした協議が行われると理解してよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 38 | ○仕様書【15 職員の配置】 | 支援員は放課後児童支援員資格が必要ですが、教諭免許や保育士等を取得した方が放課後児童支援員資格研修を受講する前提で支援員とする「みなし制度」はございますか？ | 「みなし制度」については、「福山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」附則において職員に関する経過措置として「「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。」としています。経過措置後の対応は現在検討中です。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------------------|---|---|
| 39 | ○仕様書【17 運営委員会の設置について】 | 福山市放課後児童クラブ事業運営委員会運営要領をお示しください。 | 添付の「放課後児童クラブ事業運営委員会運営要領」をご参照ください。 |
| 40 | ○仕様書【18 入退会の受付について】 | 保護者に送付する通知については、「（前文省略）受注者に通知を送付し、受注者から保護者へ通知すること。」とありますが、新1年生等の就学前の利用者に対する各種通知文書も、受注者から通知（郵送等の発送業務等）するとの理解でよろしいでしょうか？ | 就学前のみ、発注者で郵送対応します。 新2年生以上については、クラブに送付しますので受注者で対応をお願いします。 |
| 41 | ○仕様書【19 おやつ提供について】 | 現状の旭放課後児童クラブにおける運営費の月額をご教示ください。 | 【旭放課後児童クラブ】 運営費は月額1,500円としています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 アレルギーのある児童は月額500円（おやつ代相当額を除く。運営費のみ） 冬休み及び春休みは1日50～60円×日数を徴収しています。 【本郷放課後児童クラブ】 運営費は月額1,500円としています。冬休み及び春休みは1日60円×日数を徴収しています。 なお、運営費については毎年度実施する運営委員会で決定しています。 |
| 42 | ○仕様書【19及び24 おやつ提供について】 | 運営費はお示しの委託費に含まれますか？それとも委託費とは別会計でしょうか？ご教示お願いいたします。 | 運営費は、委託費とは別会計となります。 |
| 43 | ○仕様書【21 保護者からの利用料等の徴収について】 | 徴収した利用料等は、一旦市へ納付するのでしょうか？それとも、徴収の後そのまま受注者の収入とするのでしょうか？また、未納が発生した場合の利用停止等も含め、債権管理についてのお考えをご教示ください。 | 徴収後、受注者の収入になります。 債権管理についても受注者での対応になります。 利用停止については、放課後児童クラブ利用料を3か月以上滞納し、納付いただけない場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取消し（解除）する場合があります。 なお、福山市において実績はありません。 |
| 44 | ○仕様書【24 委託料】-（4） | 請求金額については、契約金額から、利用料及び延長預かり料に発注者が指定する児童数をそれぞれ乗じた金額の合算額を控除した額を請求することとする。」とありますので、未納が発生した場合の損失は、そのまま受注者の収入減となるとの理解でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 45 | ○仕様書【24 委託料】 | お示しの委託費（利用料収入含む）以外で、子ども子育て支援交付金の事業収入があればご教示下さい（例：放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 等） | 発注者からの委託料、保護者からの利用料、延長預かり料、運営費のみになります。 |
| 46 | ○仕様書【別表1 業務分掌】 | 保護者会の実施として受注者に○印がございますが、現在旭放課後児童クラブで実施の保護者会の開催頻度、会の内容についてご教示ください。 | 定例が年1回（4月開催） 内容：クラブの運営内容、活動方針になります。 また、状況に応じて、臨時開催もあります。 |

福山市放課後児童健全育成事業旭放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答及び
福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|------------|
| 47 | ○募集要項【10-(1)企画提案書】 | 企画提案書の様式は任意様式で縦横関係なく枚数制限も無しとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです |
| 48 | ○募集要項【10-(1)企画提案書】 ※提案書が特定できる表記やマークは記入しないことと | 提案者が特定できる表記やマークは記入しないこととありますが、事業者名を一切伏せて匿名にするという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです |